平成２４年（フ）第６５号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘８丁目103番地７
債務者　小室　輝知
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第６６号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘８丁目103番地７
債務者　小室　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第６７号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘８丁目103番地７
債務者　小室　　歩
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第４０２号
福井市町屋２丁目９番21号　レジデンス佐野406号室
債務者　岡部　健一
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海道　宏実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５４号
函館市日吉町１丁目４番１号
債務者　佐藤　和弘
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１５７号
函館市杉並町４番22―301号
債務者　大坂由紀子（旧姓枝川・奈良）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１６４号
函館市富岡町１丁目26番２号
債務者　野々村末子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７２号
山形県村山市楯岡楯11番５号
債務者　渡辺　春佳
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
和歌山県日高郡みなべ町芝496番地７　宝荘１号室
債務者　山口　康子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２０号
宮崎県串間市大字南方246番地の２
債務者　小山　由美
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地378
債務者　阪元　梨香
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
埼玉県川口市青木３丁目19番12号、旧住所千葉県長生郡白子町幸治3030番地23
債務者　伊藤　秀克
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
埼玉県川口市青木３丁目19番12号、旧住所千葉県長生郡白子町幸治3030番地23
債務者　伊藤　栄子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８７号
埼玉県朝霞市三原４丁目２番34号
債務者　永井美智子（旧姓石島・伊藤）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８８号
埼玉県朝霞市田島１丁目13番25号
債務者　高橋　辰郎
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８９号
埼玉県朝霞市田島１丁目13番25号
債務者　高橋　邦子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１９号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町４丁目18番８号　ハイブリッジＡ棟105号
債務者　中川三津子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係